

## ○ 推薦に関してよくある質問（FAQ）

お問い合わせ前にご確認ください

Q. 山口県教育庁（以下、県教委）が行う SC 事業へ山口県公認心理師協会（以下、県師会）はどのように携わっているのですか？

A. これまでの当会臨床心理士の活動に対する信頼から、現在、県教委は県師会に所属している公認心理師及び臨床心理士を SC として採用する方向性をもって来ています。加えて、これまでの県師会と県教委の関係から、県教委より県師会へ SC として適切に活動できる公認心理師及び臨床心理士の推薦が依頼されます。この依頼を受けて、県師会教育領域委員会が推薦案を作成し、県師会理事会へ提出します。理事会における承認後、県教委へ推薦案が提出されます。その推薦案に基づき、県教委が最終的な雇用の決定を行います。

Q. 勤務校（勤務地）はどのように決定されるのですか？

A. 推薦希望調査票に記入された希望されるブロックを考慮して、通勤に無理がないように推薦を行っています。居住地から遠方の勤務地となる際には、その地区での勤務が可能か事前に連絡を差し上げ、通勤の可否を確認させていただきます。なお、勤務校の最終決定は県教委が行いますので、3月末に県教委から送られてくる書類により勤務校が確定します（事前に勤務校は分かりません）。

Q：今ではなかったのですが、前回の推薦で遠方への学校や特別支援学校などの勤務をお願いしました。

A：近年 SC には様々なニーズに応えることが求められており、SC の質の向上が学会等において言われています。県内の SC の質の向上に向けて当委員会では委員会主催研修会、地区研修会、地区委員による後方支援などを行っています。

そこで、様々な地域や学校の特徴を理解し対応ができる SC を育成することも県内の SC の質の向上につながると考え、令和 4 年度より SC の時間数（目安として勤務時間数が 40 時間/月以上）が多い方に様々な校種や他ブロックへの勤務をお願いしております。個人の状況や通勤の問題等に関してのご意見を踏まえながら推薦案の作成をしておりますのでご協力よろしく申し上げます。

Q. 勤務校に家族が入学予定です（在学している）。勤務はそのまま続けたいのですが可能でしょうか？

A. ご家族が勤務校にいる際には、ご家族自身が SC サービスを利用できない、また多重関係が生じるなどの理由から原則として他校への配置を希望していただくようにしております。

Q. 勤続 7 年目になるのですが、必ず変わらなくてはいけないのでしょうか？

A. SC という職種の特性上一定の期間同一の SC が勤務できるようにしてきましたが、雇用に関しては単年契約が原則となっております。令和 4 年度から SC 推薦時に個々の希望は配慮しながらも配置校での継続勤務に関して一定の基準を設けることとしました。ただし、推薦案作成に際しては学校の状況や SC 自身の希望や事情にはできる限り配慮するようにいたします。

- ・ 配置校への 3-7 年の継続配置を基本とする
- ・ 学校の状況や SC の希望について配慮する

Q. 山口県で初めて SC をするのですが、勤務校数はどの程度になりますか？また、SC を本業として生計を立てたいと考えているのですが可能でしょうか？

A. これまでの SC 推薦経験から、県師会は、山口県で初めて SC をされる方(以下、初任者)や SC として数年のブランクがある方(以下、再任者)には、「現在の山口県の学校文化」を知っていただくことを第一と考えています。そのため、いきなり数多くの学校へ推薦することは行っていません。初任者、再任者ともに多くても 3 校程度となります。よって、SC の収入のみで生活を営んでいくということは現実的ではありません。

※山口県の場合、1 回の勤務時間は 4 時間となっておりますが、学校によって勤務回数異なります。

Q. 昨年度、SC に採用された時に履歴書を 2 枚書いたのですが、何の意味があるのですか？1 枚にまとめられることはできますか？

A. 提出先が異なります。1 枚目は推薦するための履歴書です。提出先は山口県公認心理師協会です。2 枚目は会計年度職員として採用するための履歴書です。提出先は山口県教育庁です。提出先、用途が異なるために 1 枚にまとめることはできません。

Q. 定年はあるのでしょうか？

A. 65 歳を定年としています。なお、勤務年度中に 65 歳になられる方は勤務が可能です。

Q. SC を今年度で辞めるのですが、何か手続きが必要でしょうか？

A. 来年度 SC の「辞退届」がございますのでご提出ください。

山口県公認心理師協会 教育領域委員会